第十七条の十五の二第三項中「掲げる」の下に「有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項各号を次のように改める。

一　内国会社

イ　定款又はこれに準ずるもの

ロ　第一項第一号ハに規定する理由を証する書面

二　外国会社

イ　前号イに掲げる書類

ロ　当該承認申請書に記載された当該外国会社の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

ハ　当該外国会社が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき、当該外国会社を代理する権限を付与したことを証する書面

ニ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合には、当該法令の関係条文を記載した書面又は当該慣行の存在を示すに足る書面

ホ　第一項第二号ロに規定する理由が本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

第十七条の十五の二第四項中「やむを得ない理由」を「本国の会社の計算に関する法令若しくは慣行（当該者が外国会社である場合に限る。）又はやむを得ない理由」に、「当該申請に係る」を「当該申請のあった日後最初に到来する提出期限から当該申請に係る同項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があることとなる日後最初に到来する提出期限までに提出することとされている」に改める。

第十七条の十五の二第六項中「第三項各号」を「第三項第二号ロからホまで」に改め、「書類」の下に「及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に、「第一項第三号」を「第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による承認（当該承認に係る承認申請書を提出した者が外国会社であり、第一項第二号ロに規定する理由が当該外国会社の本国の会社の計算に関する法令又は慣行である場合に限る。）は、当該外国会社が、各四半期報告書等の提出期限までに、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。

一　四半期報告書　当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二　半期報告書　当該半期報告書に係る中間会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

第十九条第二項第三号中「。」又は」を「。以下この号において同じ。）若しくは」に、「。）があった場合」を「。以下この号において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の親会社の異動若しくは提出会社の特定子会社の異動があった場合（当該異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合を除く。）」に改め、同項第四号中「。）があった場合」を「。以下この号において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の主要株主の異動があった場合（当該異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）」に改める。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号の二ロを次のように改める。

ロ　外国資産信託流動化受益証券　法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十三号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。

第一条第八号中「有価証券並びに」の下に「第六号及び」を加える。

第八条第二号及び第四号中「すべて」を「全て」に改め、同条第五号中「及び第十四号」を「、第十四号及び第十六号」に改める。

第十一条の五第一項に次の二号を加える。

八　特定有価証券信託受益証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）　当該特定有価証券信託受益証券に係る受託有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

九　特定預託証券（第一号から第六号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するものに限る。）　当該特定預託証券に表示される権利に係る特定有価証券につき、第一号から第六号までに掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める様式

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第三号の規定は、平成二十五年十月一日以後に提出会社の親会社の異動（同号に規定する提出会社の親会社の異動をいう。以下この条において同じ。）若しくは提出会社の特定子会社の異動（同号に規定する提出会社の特定子会社の異動をいう。以下この条において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の親会社の異動若しくは提出会社の特定子会社の異動があった場合について適用し、同日前に提出会社の親会社の異動又は提出会社の特定子会社の異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合については、なお従前の例による。

第三条　第一条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令第十九条第二項第四号の規定は、平成二十五年十月一日以後に提出会社の主要株主の異動（同号に規定する提出会社の主要株主の異動をいう。以下この条において同じ。）が当該提出会社若しくは連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は提出会社の主要株主の異動があった場合について適用し、同日前に提出会社の主要株主の異動が当該提出会社又は連結子会社の業務執行を決定する機関により決定された場合については、なお従前の例による。

省　令

○財務省令第五十一号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号10中「株式会社農林漁業成長産業化支援機構貸付金債権」を「電線敷設工事資金貸長産業化支援機構貸付金債権」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年九月二日から施行する。

○国土交通省令第七十二号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第十八条第一項第四号、第十九条の二、第二十四条及び第四十三条の五並びに気象業務法施行令（昭和二十七年政令第四百七十一号）第五条の規定に基づき、気象業務法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月二十六日

国土交通大臣　太田　昭宏